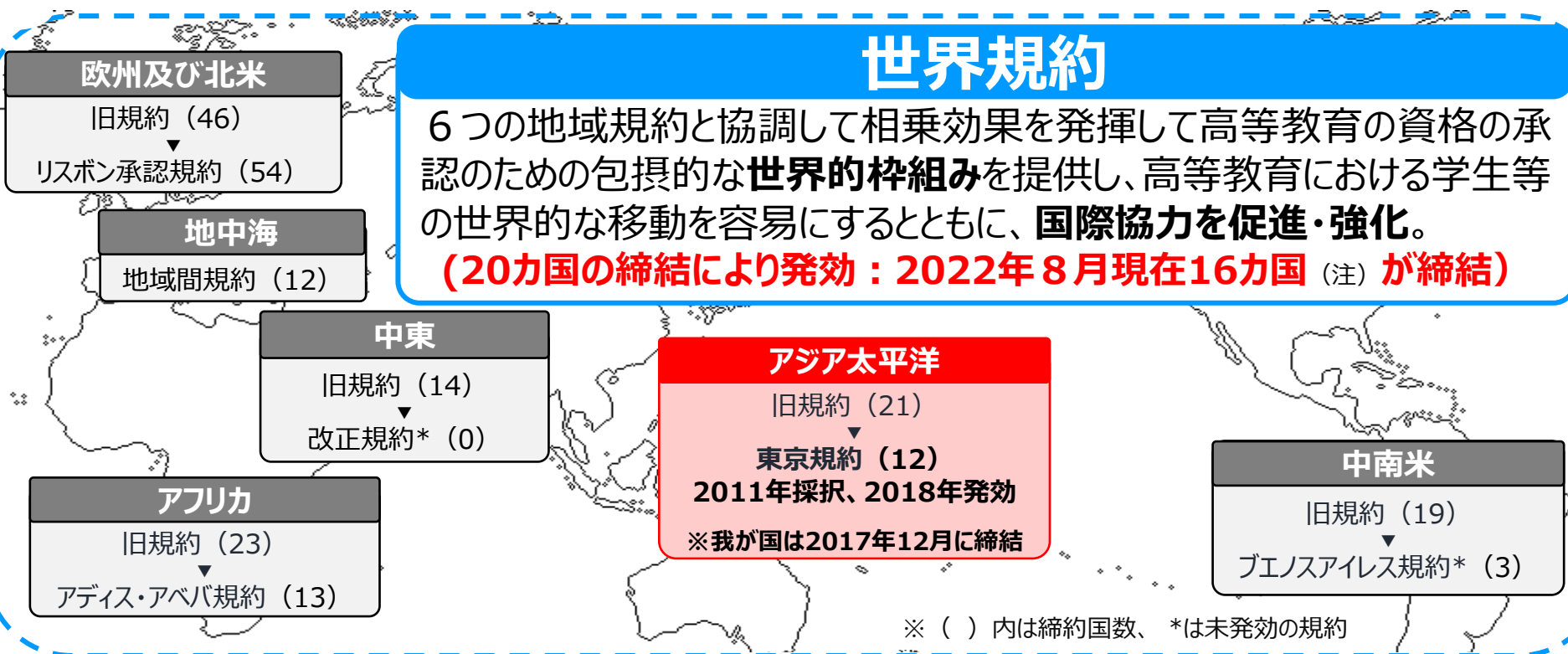


# ユネスコ「高等教育の資格の承認に関する世界規約」について

## 背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、6つの「地域規約」を採択（いずれも発効済）。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」を採択。



(注) ノルウェー、ニカラグア、エストニア、フランス、ルーマニア、チュニジア、クロアチア、バチカン、リトアニア、アルメニア、英国、コートジボワール、キューバ、パレスチナ（※我が国は、国家として承認していない。）、スウェーデン及びスロバキア（寄託順）。

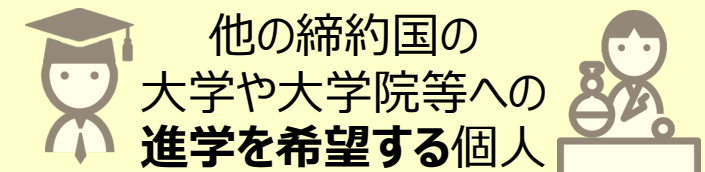
## 主な内容

- 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。（第3条）
  - 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した入学資格や学位等の資格（オンライン学習等を通じて取得された資格を含む）を承認し、又は評定する。また、単位などの部分的な修学及び従前の学習を承認し、又は評定することができる。（第4条～第6条）
  - 各締約国は、公式の「国内情報センター(注)」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。（第8条）
- (注) 日本国内においては、(独) 大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当予定

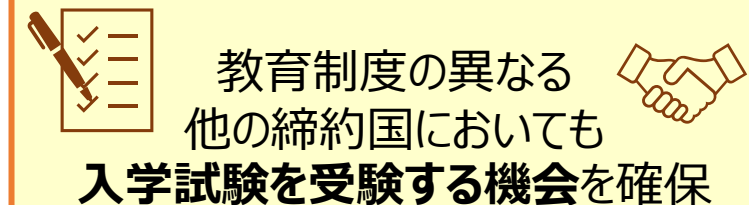
## 締結の意義

### 【個人（学生等）のメリット】

#### 高等教育を受ける機会



#### 資格の承認



### 【我が国のメリット】

- ◆ 世界の各地域から我が国への外国人留学生の受入れに寄与。
- ◆ 世界の各地域への日本人学生の海外留学の送り出しに寄与。
- ◆ 高等教育の国際化に対する我が国の積極的な姿勢を内外に示すことができる。